

資 料

外国民事訴訟法研究 (29)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓民国非訟事件手続法邦語試訳 (1)

金 炳 学

大韓民国非訟事件手続法邦語試訳（1）

制定	1962年 1 月20日	法律999号
改正	1962年12月29日	法律1240号
	1963年12月13日	法律1501号
	1984年 4 月10日	法律3724号
全面改正	1991年12月14日	法律第4423号
改正	1994年12月31日	法律第4834号
	1996年12月30日	法律第5206号
	1998年12月28日	法律第5591号
	1998年12月28日	法律第5592号
	1999年12月31日	法律第6086号
	2001年 7 月24日	法律第6498号
	2001年12月19日	法律第6526号
	2002年 1 月26日	法律第6626号
	2002年 1 月26日	法律第6627号
	2005年 1 月27日	法律第7357号
	2005年 3 月31日	法律第7428号
	2007年 5 月17日	法律第8435号
	2007年 7 月27日	法律第8569号
	2007年 8 月 3 日	法律第8581号
	2011年 4 月12日	法律第10580号
	2011年 7 月25日	法律第10924号
施行	2012年 7 月26日	

第 1 編 総則

第 1 条（適用範囲）

この編の規定は、法院の管轄に属する
非訟事件（以下「事件」という。）につ

いて、この法律その他の法令に特別の規
定がある場合を除き、すべての事件に適
用する。

第2条 (管轄法院)

①法院の土地の管轄が住所によって定められる場合において、大韓民国に住所がないとき又は大韓国内の住所が知れざるときには、居所地の地方法院の管轄とする。

②居所がないとき又は居所が知れざるときは、最後の住所地の地方法院を管轄法院とする。

③最後の住所がないとき又はその住所が知れざるときには、財産の所在地又は大法院所在地を管轄する地方法院の管轄とする。

第3条 (優先管轄, 移送)

管轄法院が数個の場合には、最初の事件の申請を受けた法院がその事件を管轄する。ただし、その法院は、申請により又は職権で適当であると認める他の管轄法院にその事件を移送することができる。

第4条 (管轄法院の指定)

①管轄法院の指定は、数個の法院の土地の管轄に関して、疑問があるときに行う。

②管轄法院の指定は、関係法院に共通する直近上級法院が、申請により決定で行う。この決定に対しては、不服を申請することができない。

第5条 (法院職員の除斥, 忌避)

法院職員の除斥, 忌避に関する「民事訴訟法」の規定は、事件にこれを準用する。

[本条改正 2007. 7. 27]

第6条 (代理人)

①事件の関係人は、訴訟能力者をして訴訟行為を代理させることができる。ただし、本人が出席する旨の命令を受けたときに、この限りでない。

②法院は、弁護士ではない者で代理を

営業とする者の代理を禁じ、退廷を命ずることができる。この命令に対しては、不服を申請することができない。

第7条 (代理権の証明)

①「民事訴訟法」第89条の規定は、第6条の場合にこれを準用する。

[本項改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27]

②私文書について関係公務員又は公証人の認証を受けるべき旨の命令に対しては、不服を申請することができない。

第8条 (申請及び陳述の方法)

「民事訴訟法」第161条の規定は、申請及び陳述にこれを準用する。

[本条改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27]

第9条 (申請書の記載事項, 証拠書類の添付)

①申請書には、次の各号の事項を記載して、申請人又はその代理人がこれに記名捺印しなければならない。

1. 申請人の姓名及び住所。
2. 代理人によって申請を行うときは、その姓名及び住所。
3. 申請の趣旨及びその原因の事実。
4. 申請の年月日。
5. 法院の表示。

②証拠書類があるときには、その原本又は謄本を申請書に添付しなければならない。

第10条 (「民事訴訟法」の準用〔題目改正2007. 7. 27〕)

期日, 期間, 疎明方法, 人証及び鑑定に関する「民事訴訟法」の規定は、事件にこれを準用する。

[本条改正 2007. 7. 27]

第11条 (職権探知及び証拠調べ)

法院は、職権で、事実の探知及び必要があると認める証拠調べをしなければならない。

第12条 (囑託できる事項)

事実の探知, 召還, 告知及び裁判の執行に関する行為は, 囑託することができる。

第13条 (審問の非公開)

審問は, 公開しない。ただし, 法院は, 相当であると認める者に傍聴を許可することができる。

第14条 (調書の作成)

法院書記官, 法院事務官, 法院主事又は法院主事補 (以下「法院事務官等」という。) は, 証人又は鑑定人の審問については調書を作成して, その他の審問については必要があると認める場合に限り, 調書を作成する。

第15条 (検事の意見陳述, 参与)

①検事は, 事件に関して, 意見を陳述し, 審問に参加することができる。

②事件及びこれに関する審問の期日は, 検事に通知しなければならない。

第16条 (検事に対する通知)

法院その他の官庁, 検事及び公務員は, その職務上, 検事の請求により, 裁判をしなければならない場合が生じたことを知ったときは, これを管轄法院に対応する検察庁の検事に通知しなければならない。

第17条 (裁判の方式)

①裁判は, 決定で行う。

②裁判の原本には, 判事が, 署名捺印しなければならない。ただし, 申請書又は調書に裁判に関する事項を記載し, 判事がこれに署名捺印することによって原本に代えることができる。

③裁判の正本及び謄本には, 法院事務官等が記名捺印して, かつ正本には法院印を押印しなければならない。

④第2項の署名捺印は, 記名捺印に代えることができる。

第18条 (裁判の告知)

①裁判は, これを受けた者に告知することによって効力を生ずる。

②裁判の告知は, 法院が適当であると認める方法である。ただし, 公示送達をする場合には, 「民事訴訟法」の規定によらなければならない。

[本項改正 2007. 7. 27]

③法院事務官等は, 告知の方法, 場所及び年月日を裁判の原本に附記し, これに捺印しなければならない。

第19条 (裁判の取消し, 変更)

①法院は, 裁判をした後に, その裁判が違法又は不当であると認めるときは, これを取り消し又は変更することができる。

②申請によってのみ裁判をしなければならない場合に, 申請を却下した裁判は, 申請によらなくては, これを取り消し又は変更することができない。

③即時抗告によって不服を申請することができる裁判は, これを取り消し又は変更することができない。

第20条 (抗告)

①裁判によって権利を侵害された者は, その裁判に対して, 抗告をすることができる。

②申請によってのみ裁判をしなければならない場合には, 申請を却下した裁判に対しては申請人に限って, 抗告することができる。

第21条 (抗告の効力)

抗告は特別の規定がある場合を除き, 執行停止の効力を有しない。

第22条 (抗告法院の裁判)

抗告法院の裁判には, 理由を附さなければならない。

第23条 (抗告の手続)

「民事訴訟法」の抗告に関する規定は, 特別の規定がある場合を除いて, この法

津の規定による抗告にこれを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第24条（費用の負担）

裁判前の手続及び裁判の告知の費用は、特にその負担する者を定める場合を除いて、事件の申請人の負担とする。ただし、検事が申請をした場合には、国庫の負担とする。

第25条（費用額に関する裁判）

法院は、第24条の費用に関して、裁判をする必要があると認めるときは、その額を確定して、事件の裁判とともに裁判を行わなければならない。

第26条（関係人に対する費用負担の命令）

法院は、特別の事由があるときには、この法律によって費用を負担すべき者ではない関係人に対して、費用の全部又は一部の負担を命ずることをすることができる。

第27条（費用の共同負担）

「民事訴訟法」第102条の規定は、費用を負担する者が数人の場合に、これを準用する。

〔本条改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27〕

第28条（費用裁判に対する不服申請）

費用の裁判に対しては、その負担の命令を受けた者に限り、不服の申請をすることができる。ただし、独立して、不服を申請することができない。

第29条（費用債権者の強制執行）

①費用の債権者は、費用の裁判に基づき強制執行をすることができる。

②「民事執行法」の規定は、第1項の強制執行の場合にこれを準用する。ただし、執行をする前に裁判書の送達は行わない。

〔本項改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27〕

③費用の裁判に対する抗告があるときは、「民事訴訟法」第448条及び第500条の規定を準用する。

〔本項改正 2002. 1. 26, 2007. 7. 27〕

第30条（国庫による費用の立替え）

職権による探知、事実の調査、召還、告知その他必要な処分費用は、国庫がこれを立て替えないといけない。

第31条（申請の定義）

この編において「申請」とは、申請及び申告をいう。

第2編 民事非訟事件

第1章 法人に関する事件

第32条（財団法人の定款補充事件の管轄）

①「民法」第44条に関する事件は、法人の設立者の死亡時の住所地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②法人の設立者の住所が国内にない

きは、その死亡時の居所地又は法人設立地の地方法院の管轄とする。

第33条（臨時理事、特別代理人の選任、法人の解散、清算の監督の管轄）

①臨時理事又は特別代理人の選任は、法人の主たる事務所の所在地の地方法院の合議部の管轄とする。

②法人の解散及び清算の監督は、その主たる事務所の所在地の地方法院の管轄とする。

第34条（臨時総会招集事件に関する管轄）

①「民法」第70条第3項の規定による事件は、法人の主たる事務所の所在地の地方法院の合議部の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第80条及び第81条の規定は、「民法」第70条第3項の規定による臨時総会招集の許可申請及びその事件に対する裁判に、各々これを準用する。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

第35条（法人に対する検査人の選任）

法院は、特別に選任した者に、法人の

監督に必要な検査をさせることができる。

第36条（清算人）

第117条第1項、第119条及び第121条の規定は、法人の清算人にこれを準用する。

第37条（清算人、検査人の報酬）

第77条及び第78条の規定は、法院が、法人の清算人又は第35条の規定によって検査をする者を選任した場合に、各々これを準用する。

第38条（鑑定人の選任費用等）

第124条及び第125条の規定は、「民法」第91条第2項の規定によって鑑定人を選任する場合に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第2章 信託に関する事件

第39条（管轄法院）

①「信託法」第14条第2項、第16条第3項、第17条第1項、第34条第2項第3号、第67条第1項、第4項、第88条第3項、第100条および第105条による事件は、受託者の住所地の地方法院の管轄とし、同法第21条第2項および第4項の規定による事件は、前受託者の住所地の地方法院の管轄とし、受託者又は前受託者が数人であるときは、そのうちの一人の住所地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27, 2011. 7. 25〕

②「信託法」第21条第3項の規定による事件は、遺言者の最後の住所地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27, 2011. 7. 25〕

第40条（法院の監督）

①法院は、信託事件の監督のために必要があると認めるときは、財産目録、信託事務に関する帳簿及び書類の提出を命

じて、信託事務の処理に関して、受託者その他の関係人を審問することができる。

②第1項の規定による命令に対しては、不服を申請することができない。

第41条（信託管理人又は信託財産管理人の改任、辞任）

①法院は、「信託法」第67条第1項の規定によって選任した信託管理人又は信託財産の管理人を改任することができる。

〔本項改正 2007. 7. 27, 2011. 7. 25〕

②信託管理人又は信託財産管理人が辞任しようとするときは、法院に、その事由を申告しなければならない。この場合に、法院は、更に、管理人を選任しなければならない。

第42条（選任、改任の裁判）

①法院は、信託管理人又は信託財産管理人を選任し又は改任する場合には、利

害関係人の意見を聴くことをすることができる。

②信託管理人又は信託財産管理人の選任又は改任の裁判に対しては、不服を申請することができない。

第43条（「民法」規定の準用〔題目改正 2007. 7. 27〕）

「民法」第681条、第684条、第685条及び第688条の規定は、法院が選任した信

託管理人又は信託財産管理人に、各々これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第44条（検査役）

第74条、第77条及び第78条の規定は、「信託法」第105条第2項の規定によって、法院が選任した検査役にこれを準用する。

〔本項改正 2007. 7. 27, 2011. 7. 25〕

第3章 裁判上の代位に関する事件

第45条（裁判上の代位の申請）

債権者は、自らの債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、その債権を保全することができず又はこれを保全することに困難を生じるおそれがあるときは、裁判上の代位を申請することができる。

第46条（管轄法院）

裁判上の代位は、債務者の普通裁判籍の所在地の地方法院の管轄とする。

第47条（代位申請の記載事項）

代位の申請には、第9条第1項各号の事項の他に、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 債務者及び第三債務者の姓名、住所。
2. 申請人が保全しようとする債権及びその行使しようとする権利の表示。

第48条（代位申請の許可）

法院は、代位の申請を理由があると認めるときは、担保を立てさせて又は立てさせないで、許可することができる。

第49条（裁判の告知）

①代位の申請を許可した裁判は、職権で、これを債務者に告知しなければならない。

②第1項の告知を受けた債務者は、その権利の処分をすることができない。

第50条（即時抗告）

①代位の申請を却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

②代位の申請を許可した裁判に対しては、債務者は、即時抗告をすることができる。

③抗告の期間は、債務者が裁判の告知を受けた日から起算する。

第51条（抗告費用の負担）

抗告手続の費用及び抗告人が負担することになる前審の費用については、申請人及び抗告人を当事者とみなし、民事訴訟法第98条の規定により、その負担者を定める。

〔本条改正 2002. 1. 26〕

第52条（審理の公開、検事の不参加）

第13条及び第15条の規定は、この章の手続には、これを適用しない。

第4章 保存、供託、保管及び鑑定に関する事件

第53条（供託所の指定、供託物保管人の

選任）

①「民法」第488条第2項の規定による供託所の指定及び供託物保管人の選任は、債務履行地の地方法院を管轄法院とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②法院は、第1項の規定による指定及び選任に関する裁判をする前に、債権者及び弁済者を審問しなければならない。

③法院が、第1項の規定により指定及び選任をした場合には、その手続の費用は債権者の負担とする。

第54条（供託物保管人の改任、選任等）

第41条、第42条第2項並びに「民法」第694条乃至第697条及び同法第700条の規定は、第53条の保管人に対し、これを準用する。ただし「民法」第696条の規定による通知は、弁済者に行わせなければならない。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第55条（競売代価の供託）

第53条の規定は、「民法」第490条の規定による法院の許可に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第56条（質物による弁済充当の許可）

①第53条第1項及び第2項の規定は、「民法」第338条第2項の規定によって、質物をもって即時に弁済に充当することを申請する場合に、これを準用する。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②法院が申請を許可した場合には、その手続の費用は質権設定者の負担とする。

第57条（買戻権代位行使時の鑑定人の選任）

①「民法」第593条の規定による鑑定人の選任、召還及び審問は、物の所在地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②法院が、第1項の規定による選任をした場合には、その手続の費用は買受人の負担とする。

第58条（検事の不参加）

第15条の規定は、本章の手続には、これを適用しない。

第59条（不服申請の禁止）

この章の規定によって、指定又は選任をし若しくは許可をした裁判に対しては、不服を申請することができない。

第5章 法人の登記

第60条（管轄登記所）

①法人登記に関しては、法人の事務所の所在地を管轄する地方法院、その支院又は登記所を管轄登記所とする。

②第1項の規定は、大韓民国に事務所を設けた外国法人の登記に、これを準用する。

第61条 削除〔2007. 7. 27〕

第62条（理事、清算人の登記）

法人の理事又は清算人の登記においては、その住民登録番号も登記しなければならない。

ならない。

第63条（設立登記の申請）

①法人設立の登記は、法人を代表する者がこれを申請する。

②第1項の登記の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 定款。
2. 理事の資格を証明する書面。
3. 主務官庁の許可書又はその認証がある謄本。
4. 財産目録。

第64条 (変更の登記)

①法人の事務所の新設、移転その他登記事項の変更登記の申請書には、事務所の新設、移転又は登記事項の変更を証明する書面を添付し、かつ、主務官庁の許可を必要とするものについては、その許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

②臨時理事が、第1項の登記を申請する場合には、申請書にその資格を証明する書面を添付しなければならない。

第65条 (解散の登記)

法人の解散登記の申請書には、解散の事由を証明する書面及び理事が清算人となった場合を除き、清算人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

第65条の2 (登記事項の公告)

登記した事項の公告は、新聞に一回以上掲載しなければならない。

[本条新設 1996.12.30]

第65条の3 (登記事項を公告する審問の選定)

①地方法院長は、毎年一二月に、翌年において登記事項の公告を掲載する新聞について、所轄区域内の新聞の中から選定して、日刊新聞にてこれを公告しなければならない。

②公告を掲載する新聞が休刊又は廃刊になったときは、更に、他の新聞を選定して、第1項と同じ方法により公告しなければならない。

[本条新設 1996.12.30]

第65条の4 (新聞による公告に代える掲示)

地方法院長は、その所轄区域内において公告のための適当な新聞がないと認めるときは、新聞上の公告に代えて、登記所及びその所轄区域内の市、郡、区の掲示板に公告することもできる。

[本条新設 1996.12.30]

第66条 (「商業登記法」の準用)

①「商業登記法」第3条第2項及び第3項、第4条、第5条第2項及び第3項、第6条乃至第16条、第17条第1項、第3項及び第4項、第18条、第19条第1項、第2項、第4項及び第5項、第20条、第21条、第24条乃至第26条、第27条第1号乃至第12号、第14号及び第17号、第29条、第114条乃至第125条、第126条第1項、第127条乃至第129条及び第131条は、法人及び大韓民国に事務所を設けた外国法人の登記に準用する。

②「商業登記法」第17条第2項、第19条第3項、第58条乃至第63条及び第66条は、法人の登記に準用する。

③「商業登記法」第111条乃至第113条の規定は、大韓民国に事務所を設けた外国法人の登記に準用する。

[全文改正 2007.7.27]

第67条 (法人登記規定の特殊法人登記への適用等)

①この法律のうち、法人の登記に関する規定は「民法」及び「商法」以外の法令によって設立された法人の登記に対しても、これを適用する。ただし、その法令に、特別の規定があるとき又は性質上許されないときは、この限りでない。

[本項改正 2007.7.27]

②「商業登記法」第11条及び第12条のうち支配人に関する規定及び同法のうち会社の支配人の登記に関する規定は、第1項に規定された法人の業務に関して、裁判上又は裁判外のあらゆる行為をすることが出来る代理人に、これを準用する。

[本項改正 2007.7.27]

第 6 章 夫婦財産約定の登記

第68条（管轄登記所）

①夫婦財産約定の登記に関しては、夫となる者の住所地を管轄する地方法院、その支院又は登記所を管轄登記所とする。

② 削除〔2011. 4. 12〕

第69条（登記簿の備置） 削除〔2011. 4. 12〕

第70条（夫婦財産に関する登記申請）

夫婦財産約定に関する登記は、約定者双方の申請によらなければならない。ただし、夫婦の一方の死亡による夫婦財産約定消滅の登記は、他の一方が申請す

る。

〔全文改正 2011. 4. 12〕

第71条（「不動産登記法」の準用）

夫婦財産約定に関する登記には、「不動産登記法」第 2 条第 1 号乃至第 3 号、第 6 条、第 8 条乃至第 13 条、第 14 条第 2 項乃至第 4 項、第 16 条乃至第 20 条、第 22 条、第 24 条第 1 項第 1 号および第 2 項、第 29 条第 1 号乃至第 5 号および第 8 号乃至第 10 号、第 31 条乃至第 33 条、第 58 条、第 100 条乃至第 109 条および第 113 条を準用する。

〔全文改正 2011. 4. 12〕

第 3 編 商事非訟事件

第 1 章 会社及び競売に関する事件

第72条（管轄）

①「商法」第 176 条、第 306 条、第 335 条の 5、第 366 条第 2 項、第 374 条の 2 第 4 項、第 386 条第 2 項、第 432 条第 2 項、第 443 条第 1 項ただし書及びその準用規定による事件並びに同法第 277 条第 2 項、第 298 条乃至第 300 条、第 310 条第 1 項、第 391 条の 3 第 4 項、第 417 条、第 422 条、第 463 条第 2 項、第 467 条、第 545 条第 1 項ただし書、第 582 条及び同法第 607 条第 3 項の規定による事件は、本店所在地の地方法院の合議部の管轄とする。

〔本項改正 1996. 12. 30, 1999. 12. 31, 2007. 7. 27〕

②「商法」第 239 条第 3 項及びその準用規定による事件は、合併無効の訴えに

関する第一審受訴法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

③「商法」第 619 条の規定による事件は、閉鎖を命ぜられるべき外国会社の営業所の所在地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

④「商法」第 600 条第 1 項の規定による事件は、合併後存続する会社又は合併によって設立される会社の本店所在地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

⑤「商法」第 70 条第 1 項及び同法第 808 条第 1 項に関する事件は、競売する物の所在地の地方法院の管轄とする。

〔本項改正 2007. 7. 27, 2007. 8. 3〕

⑥「商法」第 394 条第 2 項に関する事

件は、「商法」第403条の規定による事件の管轄法院の管轄とする。

〔本条新設 1999.12.31, 2007.7.27〕

第73条 (検査人選任申請の方式)

①検査人の選任申請は、書面で行わなければならない。

②第1項の申請書には、次の各号の事項を記載し、申請人がこれに記名捺印しなければならない。

1. 申請の理由。
2. 検査の目的。
3. 年月日。
4. 法院の表示。

第74条 (検査人の報告)

①検査人の報告は、書面で行わなければならない。

②法院は、検査に関して、説明を必要とするときは、検査人を審問することができる。

第75条 (調査事項の変更に関する裁判)

①「商法」第298条の規定による裁判は、理由を附した決定で行わなければならない。

〔本項改正 2007.7.27〕

②法院は、裁判をする前に発起人及び理事の陳述を聴かなければならない。

③発起人及び理事は、第1項の裁判に対して、即時抗告をすることができる。

第76条 (検査人選任の裁判)

「商法」第467条第1項の規定によって、検査人の選任に関する裁判をする場合には、法院は、理事及び監査の陳述を聴かなければならない。

〔本項改正 2007.7.27〕

第77条 (検査人の報酬)

「商法」第298条、第310条第1項、第422条第1項又は第476条第1項の規定によって、法院が、検査人を選任した場合には、会社にこの者に対し報酬を支払

せることができる。この場合、その報酬額は、理事及び監査の意見を聴いて、法院が定める。

〔本項改正 2007.7.27〕

第78条 (即時抗告)

第76条及び第77条の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第79条 (業務、財産状態の検査のための総会招集)

法院は、「商法」第467条の検査をするにあたり株主総会の招集が必要であると認めるときは、一定の期間以内にその招集を命じなければならない。

〔本条改正 2007.7.27〕

第80条 (業務、財産状態の検査、総会招集許可の申請)

①「商法」第277条第2項の規定によって検査の許可を申請する場合には、検査を必要とする事由を、同法第366条第2項の規定によって総会招集の許可を申請する場合には、理事がその招集を怠った事実を、各々疎明しなければならない。

〔本項改正 2007.7.27〕

②第1項の申請は、書面で行わなければならない。

第81条 (業務、財産状態の検査等の申請に対する裁判)

①第80条の規定による申請に対しては、法院は、理由を附した決定により裁判しなければならない。

②申請を認容した裁判に対しては、不服を申請することができない。

第82条 (納入金の保管者等の変更)

「商法」第306条(同法第425条第1項及び同法第516条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、その理由を疎明して、発起人又は理事の共同申請で行わなければなら

ない。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第83条（端株売却の許可申請）

第82条の規定は、「商法」第443条第1項ただし書（同法第461条第2項及び同法第530条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第84条（職務代行者選任の裁判）

①「商法」第386条第2項（同法第415条において準用する場合を含む。）の規定による職務代行者の選任に関する裁判をする場合には、法院は、理事及び監査の陳述を聴かなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第77条、第78条及び第81条の規定は、第1項の場合にこれを準用する。

第84条の2（訴訟上の代表者選任の裁判）

①「商法」第394条第2項の規定による訴訟上の代表者の選任に関する裁判をする場合には、法院は、理事又は監査委員会の陳述を聴かなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第81条の規定は、第1項の場合に、これを準用する。

〔本条新設 1999. 12. 31〕

第85条（職務代行者の常務外の行為の許可申請）

①「商法」第408条第1項ただし書の規定による許可の申請は、職務代行者が行わなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②申請を認容した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合には、抗告期間は、職務代行者が裁判の告知を受けた日から起算する。

③第2項の抗告は、執行停止の効力を

有する。

第86条（株式の額面未達発行の認可申請等）

①株式の額面未達発行の認可申請は、書面で行わなければならない。

②第1項の規定による申請に対する裁判は、理由を附した決定により行わなければならない。

③法院は、裁判をする前に理事の陳述を聴かなければならない。

④第2項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

⑤第4項の抗告は、執行停止の効力を有する。

第86条の2（株式買受価額の算定、決定申請等）

①法院は、「商法」第335条の5及びその準用規定による株式買受価額の算定、決定又は同法第374条の2第4項及びその準用規定による株式買受価額の決定に関する裁判をする前に、株主及び買受請求人又は株主及び理事の陳述を聴かなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②数個の申請事件が同時に係属したときは、審問と裁判を併合しなければならない。

③第86条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、第1項の裁判にこれを準用する。

〔本条新設 1996. 12. 30〕

第87条（建設利子配当の申請）

第82条の規定は、「商法」第463条第2項の規定による認可の申請に、これを準用する。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第88条（新株の発行無効による新株の株主が受ける金額増減申請）

①「商法」第432条第2項の規定によ

る申請は、新株発行無効の判決が確定した日から六月内に行わなければならない。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②審問は、第1項の期間が経過した後でなければ、これを行うことができない。

③数個の申請事件が同時に係属したときに、審問と裁判を併合しなければならない。

④法院は、第1項の申請があるときには、遅滞なく、その旨を官報に公告しなければならない。

〔本項改正 1996. 12. 30〕

⑤削除〔1996. 12. 30〕

第89条（第88条の申請に対する裁判の効力）

①第88条第1項の申請に対する裁判は、総株主に対して効力を有する。

②第75条第1項、第76条、第78条及び第85条第3項の規定は、第1項の裁判にこれを準用する。

第90条（解散を命ずる裁判）

①第75条第1項の規定は、「商法」第176条第1項の規定による裁判に、これを準用する。

②法院は、裁判をする前に利害関係人の陳述及び検事の意見を聴かなければな

らない。

〔本条改正 2007. 7. 27〕

第91条（即時抗告）

会社、利害関係人及び検事は、第90条の決定に対して、即時抗告をすることができる。この場合、抗告は執行停止の効力を有する。

第92条（解散命令申請の公告及びその方法）

第88条第4項の規定は、「商法」第176条第1項の規定による解散命令の申請がある場合に、これを準用する。

〔本条改正 1996. 12. 30, 2007. 7. 27〕

第93条（解散裁判の確定と登記嘱託）

会社の解散を命ずる裁判が確定したときは、法院は、会社の本店及び支店の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

第94条（解散命令前の会社財産保全に必要な処分）

①第41条、第42条、第77条及び第78条の規定は、「商法」第176条第2項の規定によって、管理人の選任その他会社財産の保全に必要な処分をする場合に、これを準用する。

〔本項改正 2007. 7. 27〕

②第43条の規定は、第1項の規定による管理人にこれを準用する。